申請の手引き

中野区 区民部 産業振興課

１　提出書類（申請書類）

* + - * 1. **別紙１「残置灯助成申請書」**
        2. **別紙２-１「商店街街路灯・アーチ残置灯数等及び電気料金の額月別内訳書」**
        3. **別紙２-２「商店街アーケード残置灯数等及び電気料金の額月別内訳書」※残置灯アーケード保有商店街のみ**
        4. **別紙３「請求・領収書兼委任状」**
        5. **電気料金支払に係る領収書の原本：12か月分（令和6年1～12月使用分）**
        6. **領収書の原本のコピー１部(上記(5)のコピー)**※提出用に予めコピーをお願いします。
        7. **通帳　※**口座確認のため（申請受付時に表紙と見開きページのコピーを取ります）
        8. **代表者の印鑑　※**口座名義が代表者と異なる場合、委任状が必要となります。その際に使用します**。**
        9. **街路灯配置図　※街路灯の基数変更等を行った場合のみ**

※蛍光灯は蛍光管１本につき１灯で数えてください。

※定額でのお支払いの場合でも、各月分の領収書が必要です。

※領収書は申請時まで各月分全て紛失することのないよう保管をお願いします。

万が一、紛失してしまった場合には、電力会社から電気料金支払証明書を受けてください。

２　申請書類を記載するときの注意点

1. 商店街等の名称は、正式名称を記入してください。
2. 印鑑(押印)が必要なのは、委任状のみです。

代表者印は、理事長もしくは会長の印を使用してください（スタンプ印不可）。

1. 振込口座について、以下、①・②のいずれかの口座を使用してください。
2. 理事長・会長名義の口座 （ 口座名義 ： ○○商店会　理事長/会長　○○○○ ）
3. 会計名義の口座　　　　 （ 口座名義 ： ○○商店会　会計　○○○○ ）
4. 書類を記入する際は、必ず黒色のボールペンを使用してください。

※「消せるボールペン」は絶対に使用しないでください。

３　その他（助成金概要）

（1）残置灯電灯料助成について

　　 　商店街等が所有する街路灯等電灯設備のうち、終夜点灯しているもの（残置灯）に対して、

道路交通の安全、防犯及び都市美化の見地から、その維持管理に要する経費の一部（電灯料

の一部）を助成し、商店街等の経費負担軽減に資することを目的にして行うもの。

（2）助成対象

次の①、②の両方に該当する街路灯・アーチ・アーケードの電気料金

1. 商店街等が維持管理する街路灯等であること。
2. 終夜点灯しているものであること（＝残置灯）。

（3）助成金額の算定方法

次の①あるいは②のいずれか低い方の金額。

1. 助成基準に基づく、基数による助成額算出

⇒ 基数(灯数)×780円(月額1基あたりの助成額)×12か月

1. 実際に商店街等が支払った12か月分の電気料金の総額（1～12月使用分）

※月の途中で基数の変更等があった場合には、日割計算により当該月の電気料金を算出します。

1. 区ＨＰ

残置灯助成の申請書類は、下記「中野区公式ホームページ」からもダウンロード可能です。

ご活用ください。

【タイトル】終夜点灯している商店街街路灯等の維持管理経費の一部を助成します

【 ＵＲＬ 】https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/sangyoshinko/josei/gaitou-josei.html

　 ※WEB上で「中野区　残置灯助成」と検索しても出てきます。



**中野区　残置灯助成**